

この資料は業務の参考のための仮訳です。利用者が  
当情報を用いて行う行為については、利用者の責任  
をお願いいたします。

横浜植物防疫所

ISPM No. 29

## 植物検疫措置に関する国際基準

有害動植物無発生地域及び有害動植物低発生地域の認定



(2007)

国際植物防疫条約事務局

## 目次

### 承認

### 序論

### 範囲

### 参照

### 定義

### 要件の概要

### 背景

### 要件

#### 1. 一般考察

#### 2. 関連原則

2.1 有害動植物無発生地域及び有害動植物低発生地域の認定

2.2 主権及び協力

2.3 無差別

2.4 不当な遅延の回避

2.5 透明性

2.6 IPPC 及び ISPM に関連するその他原則

#### 3. 有害動植物無発生地域及び有害動植物低発生地域の認定に関する要件

3.1 締約国の責任

3.2 文書化

#### 4. 有害動植物無発生地域及び有害動植物低発生地域の認定手順

4.1 輸出締約国の NPPO による認定要請

4.2 輸入締約国による情報パッケージの受領通知及び評価を目的としたその完全性に関する指摘

4.3 輸入締約国により使用される評価手続の記述

4.4 技術的情報の評価

4.5 評価結果の通報

4.6 公認

4.7 認定期間

5. 有害動植物無発生生産地及び有害動植物無発生生産用地に関する考察

付録 1

有害動植物無発生地域又は有害動植物低発生地域の認定手順を概説したフローチャート  
(第4節のとおり)

## 承認

この基準は、2007年3月に植物検疫措置に関する委員会により承認された。

## 序論

### 範囲

この基準は、有害動植物無発生地域及び有害動植物低発生地域の二国間の認定手順に関する指針を提供するものである。この基準は認定手順に関する特定のタイムラインは含まない。この基準は、有害動植物無発生生産地及び有害動植物無発生生産用地に関する配慮についても規定している。

### 参照

衛生植物検疫措置の適用に関する協定、1994年。世界貿易機関、ジュネーブ。ある地域におけるペストステータスの決定、1998年。ISPM No. 8、FAO、ローマ。

ミバエ類 (*Tephritidae*) の無発生地域の設定、2006年。ISPM No. 26、FAO、ローマ。

植物検疫用語集、2007年。ISPM No. 5、FAO、ローマ。

輸入植物検疫規制制度のガイドライン、2004年。ISPM No. 20、FAO、ローマ。

病害虫根絶計画のためのガイドライン、1998年。ISPM No. 9、FAO、ローマ。

植物検疫証明書のためのガイドライン、2001年。ISPM No. 12、FAO、ローマ。

サーベイランスのためのガイドライン、1997年。ISPM No. 6、FAO、ローマ。

植物検疫措置の同等と決定に関するガイドライン、2005年。ISPM No. 24、FAO、ローマ。

不適合及び緊急行動の通報のためのガイドライン、2001年。ISPM No. 13、FAO、ローマ。

国際植物検疫条約、1997年。FAO、ローマ。

病害虫報告、2002年。ISPM No. 17、FAO、ローマ。

国際貿易における植物の保護及び植物検疫措置の適用に関する植物検疫の原則、2006年。ISPM No. 1、FAO、ローマ。

有害動植物低発生地域の設定のための必要条件、2005年。ISPM No. 22、FAO、ローマ。

有害動植物無発生地域の設定のための必要条件、1996年。ISPM No. 4、FAO、ローマ。

有害動植物無発生生産地及び有害動植物無発生生産用地の設定に関する必要条件、1999年。ISPM No. 10、FAO、ローマ。

病害虫危険度管理のためのシステムズアプローチにおける統合措置の使用、2002年。ISPM No. 14、FAO、ローマ。

## 定義

この基準で使用される植物検疫用語の定義は、ISPM No. 5(植物検疫用語集)に掲載される。

## 要件の概要

有害動植物無発生地域(PFA)及び有害動植物低発生地域(ALPP)の認定は、境界設定地域の植物検疫ステータスの受諾に至る技術的及び行政的手続である。PFA 及び ALPP の設定に関する技術的要件、並びに認定に関する一定の要素は、他の植物検疫措置に関する国際基準(ISPM)で取り扱われている。加えて、国際植物防疫条約(IPPC、1997)の多くの原則が関連する。

IPPC の締約国は、不当な遅延なしに認定手続を進めるべきである。当該手続は、締約国間で差別することなしに適用されるべきである。締約国は、認定手続のあらゆる側面において透明性を維持するよう努めるべきである。

この基準における手順は、有害動植物の根絶又は抑圧が最近になって達成された地域など、詳細な情報及び検証が必要とされる事例に対処する。この手順には締約国のための以下の手順が含まれる：認定の要請；要請及び添付情報パッケージの受領通知；手続の説明；提供された情報の評価；評価結果の伝達；公認の提供。しかしながら、ある地域における有害動植物の不在及び PFA のステータスが容易に決定できる場合、本基準に記述された認定手順(第4節)は必要とされないかもしれない又はほんのわずかな裏付けとなる情報が必要となるかもしれない。

輸出及び輸入締約国の双方が、PFA 及び ALPP の認定に関して特定の責任を負う。

認定手続は、締約国により十分に文書化されるべきである。

有害動植物無発生生産地及び有害動植物無発生生産用地に関してもいくらかの考察が規定される。

## 背景

輸出締約国は、他にも根拠はあるが、市場アクセスを獲得し、維持し、改善するために PFA 又は ALPP を設定することができる。これらのいずれの場合においても、PFA 又は ALPP が関連する ISPM に従って設定される場合は、不当な遅延なしにそのような地域が認定されることが輸出締約国にとって非常に重要である。

輸入締約国は、自国の適切な保護の水準を満たしかつ技術的正当化の要件に従う上で、PFA 又は ALPP を効果的な植物検疫措置と認めることができる。そのため、そのような地域が、関連する ISPM に従って設定される場合は、そのような地域の迅速な認定を提供することが輸入国にとっての利益にもなる。

PFA 及び ALPP の認定に関して、以下の IPPC の条項が関連する：

「公的国家植物防疫機関の責任には、次のものを含める...有害動植物無発生地域及び有害動植物低発生地域を指定し、維持し、及び監視すること」(第 4 条 2e);

「締約国は、この条約の目的を達成するため、相互にできる限り協力するものとし...」(第 8 条)。

国際貿易機関の衛生植物検疫措置の適用に関する協定第 6 条「有害動植物又は病気の無発生地域及び低発生地域その他の地域的な状況に対応した調整」は、PFA 及び ALPP の認定の問題を取扱っている。

## 要件

### 1. 一般考察

いくつかの ISPM が、PFA 及び ALPP の設定、及びその関連事項について取扱っている。

ある範囲の ISPM は PFA 及び ALPP の設定に関して技術的要件に直接関連しており、他の多くのものはそのような地域の認定のための公的な手続において適用されうる規定を含んでいる。

ISPM No.1 (国際貿易における植物の保護及び植物検疫措置の適用に関する植物検疫の原則)は、PFA 及び ALPP の認定に基づく操作原理を含む(第 2.3 及び 2.14 節)。

ISPM No.4 (病害虫無発生地域の設定のための必要条件)は、ある PFA は貿易相手国間の合意を伴う可能性があることから、その実施には輸入国の NPPO による検討及び評価が必要となるであろうことを指摘している(第 2.3.4 節)。

ISPM No. 8 (ある地域におけるペストステータスの決定)は、有害動植物記録における「有害動植物無発生地域が宣言された」旨の語句の使用に関する指針を規定している。

ISPM No. 10 (有害動植物無発生生産地及び有害動植物無発生生産用地の設定に関する必要条件)は、植物、植物生産物及び他の規制品目の輸入に関する植物検疫要件を満たすための危険度管理選択肢として有害動植物無発生生産地及び有害動植物無発生生産用地を設定及び使用するための要件を記述している。

ISPM No. 22 (有害動植物低発生地域の設定のための必要条件)は、ある地域における規制有害動植物のための、輸出を促進するためには、輸入国のみにより規制される有害動植物のための ALPP の設定に関する要件及び手順を記述している。これは、それらの ALPP の特定、検証、維持及び使用を含んでいる。

ISPM No. 26 (ミバエ類 (*Tephritidae*) の無発生地域の設定)は、ミバエ科のうち経済的に重要な種のための PFA の設定及び維持に関する要件を記述している。

PFA 及び ALPP の認定は、一般的に輸出入締約国間の情報交換からなる二国間の手続であろうが、もし当該国間で合意されれば、詳細な手続なしに認定は行われる(例えば、二国間の交渉及び検証行動なし)。

通常、有害動植物無発生生産地及び有害動植物無発生生産用地は認定手続を必要とすべきではなく、それゆえに、特定の場合における手順の使用のもとで、この基準におけるいくつかの検討のみが行われる。

## 2. 関連原則

### 2.1 有害動植物無発生地域及び有害動植物低発生地域の認定

ISPM No.1 (国際貿易における植物の保護及び植物検疫措置の適用に関する植物検疫の原則)は、「締約国は、その領域に移入する荷口に関する植物検疫措置が、輸出国の NPPO により指定された、地域の状況を考慮していることを確保するべきである。それらは、規制有害動植物が発生していないまたは低密度で発生している地域であってもよく、若しくはそれらは有害動植物無発生生産用地又は有害動植物無発生生産地であってもよい。」と記載している。

### 2.2 主権及び協力

締約国は、適用可能な国際協定に従って、自国の領域内における植物の健康を保護するた

めに植物検疫措置を規定及び適用し、植物の健康に対する適切な保護の水準を決定する主権を有する。締約国は、植物、植物生産物及び他の規制品目の搬入を規制する主権を有する(IPPC 第 7 条 1)。それゆえに、締約国は、PFA 及び ALPP の認定に関する決定権を有する。

しかしながら、国々はまた協力のような他の義務及び責任も有する(IPPC 第 8 条)。それゆえに、協力を推進するため、輸入締約国は、PFA 及び ALPP の認定要請について検討を行うべきである。

### 2.3 無差別

PFA 及び ALPP を認定するにあたり、様々な輸出締約国からのそのような要請を輸入締約国が評価する際に用いられる手続は、差別のない方法で適用されるべきである。

### 2.4 不当な遅延の回避

締約国は、不当な遅延なしに、PFA 及び ALPP を認定し、認定に関連した不一致を解決するように努めるべきである。

### 2.5 透明性

認定手続が公明かつ透明性のある方法で実施されることを確保するため、輸入及び輸出締約国間における進捗状況の更新は適切に又は要請に応じて、(第 3.1 節で追加規定された)指定の連絡先に提供されるべきである。

認定に関連した検討中の地域又は輸入締約国の領域における規制有害動植物のステータスの変化は、IPPC(第 8 条 1a)及び関連 ISPM(例、No.17:病害虫報告)により要求されているように、適切かつ迅速に伝達されなければならない。

透明性を改善するため、締約国は、認定された PFA 及び ALPP に関する国際植物検疫ポータル決定を公表することが奨励される(この情報は適時更新される)。

### 2.6 IPPC 及び ISPM の他の関連原則

締約国は、PFA 及び ALPP を認定する際に、締約国が持つ以下の権利及び義務、並びに IPPC の原則を考慮するべきである:

- 最小の影響(IPPC 第 7 条 2g)
- 変更(IPPC 第 7 条 2h)
- 調和(IPPC 第 10 条 4)

- 危険度解析(IPPC 第 2 条及び第 6 条 1b)
- 危険度管理(IPPC 第 7 条 2a 及び 2g)
- 協力(IPPC 第 8 条)
- 技術支援(IPPC 第 20 条)
- 同等性(ISPM No. 1 の第 1.10 節)。

### 3. 有害動植物無発生地域及び有害動植物低発生地域の認定に関する要件

NPPO は、自国の領域内の PFA 及び ALPP を指定、維持及び監視する責任がある(IPPC 第 4 条 2e)。PFA 又は ALPP を設定するために、認定を要請する前に、NPPO は技術的な指針を提供する適切な ISPM を考慮すべきである、例、PFA については ISPM No. 4 (有害動植物無発生地域の設定のための必要条件)及び ALPP については ISPM No. 22 (有害動植物低発生地域の設定のための必要条件)、及び ISPM No. 8 (ある地域におけるペストステータスの決定)

それらは、特定の規制有害動植物又はこれらの有害動植物のグループに関する PFA 又は ALPP の設定に関して作成されるであろう他の技術的指針についても検討することができる。

輸入締約国は、地域及び地形のタイプ、当該地域のペストステータスの確立に使用された方法(有害動植物無発生地域又は有害動植物低発生地域)、締約国の適切な保護の水準及び技術的正当性が存在する他の要因に応じて、PFA 又は ALPP を認定するために、必要となるであろう情報のタイプを決定する責任を負う。

有害動植物がある地域で不在である及び PFA のステータスが容易に決定できる場合(例えば、有害動植物の記録が存在せず、加えて、当該有害動植物が長期間存在していないことが知られている、又は監視により存在しないことが確認されている地域において)、この基準に規定された認定手続(第 4 節)は必要とされないかもしれないし、又はほんのわずかな裏付けとなる情報が必要とされるかもしれない。そのような場合には、詳細な情報又は複雑な手順の必要はなく、ISPM No. 8 (ある地域におけるペストステータスの決定)の第 3.1.2 節の第 1 段落に従って、有害動植物の不在が認定されるべきである。

有害動植物の最近根絶 ( ISPM No.9: 病虫害根絶計画のためのガイドライン ) 又は抑圧された地域内のような、その他の場合には、現在の基準の第 4.1 節に一覧された項目を含め、より詳細な情報及び検証が必要となるかもしれない。

#### 3.1 締約国の責任

輸出締約国は以下のことに責任がある：

- PFA 又は ALPP の認定を要請すること
- PFA 又は ALPP に関する適切な情報を提供すること
- 認定手続に関する連絡先を指定すること
- 認定手続に関して必要な場合、適切な追加情報を提供すること
- 要請があれば、現地確認訪問の体制整備に協力すること。

輸入締約国は以下のことに責任がある：

- 要請及び関連情報の受領を知らせること
- 可能であれば評価用見積もりタイムフレームを含めた認定手続のために用いられる手続を記述すること
- 認定手続に関する連絡先を指定すること；
- 情報を技術的に評価すること
- 現地確認の必要性を伝達及び正当化すること及びそれらの体制整備に協力すること
- 輸出締約国に評価の結果を伝達すること及び：
  - ・当該地域が認定されれば、適切な場合には、迅速に植物検疫規制を変更すること；
  - ・当該地域が認定されなければ、輸出締約国に対し、適用可能な技術的正当性を含めて、技術的に説明すること。

輸入締約国は、認定の評価に関連した情報又はデータの要請を必要なものに限るべきである。

### 3.2 文書化

情報源及び決定に至るのに使用された論理的根拠が明確に確認及び実証ができるように、最初の要請から最後の決定までの全体の手続は締約国により十分に文書化されるべきである。

### 4. 有害動植物無発生地域及び有害動植物低発生地域の認定手順

輸出締約国の PFA 及び ALPP を認定するために、輸入締約国に対し、以下に規定されたステップが推奨される。しかしながら、第 3 節第 3 段落において言及されているように、ある場合には、この基準に規定されたような認定手続は必要ではないであろう。

通常、輸出締約国は、認定手続を促進するという目的から、要請書を提出する前に輸入締約国と協議することを要請することができる。

以下のステップを概略したフローチャートは付録 1 で規定されている。推奨されるステップは第 4.1 節から第 4.6 節に記述されているとおりに進められる。

#### 4.1 輸出締約国の NPPO による認定要請

輸出締約国は、輸入締約国に対し、PFA 又は ALPP の認定要請を提出する。その要請を裏付けるため、輸出締約国は、適切な場合、ISPM No. 4 (有害動植物無発生地域の設定のための必要条件)又は ISPM No. 22 (有害動植物低発生地域の設定のための必要条件)に基づいた技術的な情報パッケージを提供する。この情報パッケージは、当該地域が、適切な場合、PFA 又は ALPP であること、及びそうであり続ける可能性があることを客観的に示せるよう十分に詳述されるべきである。当該パッケージには以下の情報が含むことができる:

- 要請される認定のタイプ、すなわち、PFA か ALPP か
- 適切な場合、補助となる地図とともに、認定される地域の位置及び詳細
- 当該地域に関連した検討中の有害動植物及びその生態並びに既知の分布(必要に応じて ISPM No.4 又は ISPM No.22 に規定されているとおり)
- 輸出される商品又は他の規制品目
- 指定地域内の寄主及びその分布に関する一般情報
- PFA 又は ALPP の設定のために適用される植物検疫措置及び手順、並びにこれらの措置の結果
- PFA 又は ALPP の維持のために適用される植物検疫措置及び手順、並びにこれらの措置の結果
- PFA 又は ALPP に関する関連植物検疫規則
- 適切な基準に従った当該地域に関連する記録保持に関する取り決め
- 認定要請に直接関連する、輸出国の NPPO の機構及びそれが入手できる資源の認定の要求に直接関係する関連情報
- 関係輸入国と関連する情報伝達の取決めを含む、是正措置計画の規定
- 他の関連情報(例、他の締約国による当該地域の認定、及び ALPP に関連した潜在的なシステムズアプローチ)。

輸出締約国は、認定要請に関する情報伝達の連絡先を指定するべきである。

#### 4.2 輸入締約国による情報パッケージの受領通知及び評価を目的としたその完全性に関する指摘

輸入締約国の NPPO は、輸出締約国の NPPO に対し、即座に認定要請及び付属する情報パッケージの受領を通知するべきである。輸入締約国は、認定の要請に関する伝達のための

連絡先を指定すべきである。

評価の開始前に、輸入締約国は、可能であれば、情報パッケージの重要な構成要素が欠落している場合、又は要請を評価するために他の重要な情報が必要とされ得る場合には、輸出締約国の NPPO に対し、それを特定し、伝達すべきである。

輸出締約国の NPPO は、輸入締約国の NPPO に対し、欠落している情報を提出すべきであり、又は欠落していることの説明を提供できる。

輸出締約国が PFA 又は ALPP の認定の要請書を再提出した際は(例、さらなるデータが得られた、又は新たな若しくは追加の手続が実施された場合)、輸入締約国は、それまでに提供されたすべての情報について、輸出締約国が引き続き当該情報が有効であることを立証するならば、それらを考慮すべきである。もし再提出が認定要請に対する以前の不承諾に起因するのであれば、以前の評価に関連する該当する技術的説明における関連詳細事項もまた考慮されるべきである。同様に、締約国が PFA 又は ALPP を取り消しており(例、PFA 及び ALPP の維持が非経済的である)、それを回復させたいと望むのであれば、以前の情報が考慮されるべきである。評価は、適切な場合には、修正された又は補足的な情報及び/又は提供されたデータに焦点を当てることにより、不当な遅延なく完結されるべきである。

#### 4.3 輸入締約国により使用される評価手続の規定

輸入締約国は、完結される必要のある必要な立法上の又は行政上のステップ又は要件を含め、情報パッケージを評価し、その後に PFA 又は ALPP を認定する際に使用されることになる手続を規定すべきである。さらに、輸入締約国は、可能であれば認定手続を完結するための暫定的なタイムフレームを設定することが推奨される。

#### 4.4 技術的情報の評価

輸入締約国の NPPO は、すべての情報を受領したら、以下を考慮して、情報パッケージの評価を実施すべきである：

- 以下の情報を含め、PFA (ISPM No. 4: *有害動植物無発生地域の設定のための必要条件*)又は ALPP (ISPM No. 22: *有害動植物低発生地域の設定のための必要条件*)を具体的に取り扱っている関連 ISPM の規定：
  - ・ PFA 又は ALPP を設定するために用いられるシステム
  - ・ PFA 又は ALPP を維持するための植物検疫措置
  - ・ PFA 又は ALPP が維持されていることを検証するためのチェック
- 要請された認定のタイプによっては、他の関連 ISPM(特に、第 1 節に記述したも

- の);
- 両締約国の領域におけるペストステータス。

第三国又或者一方の締約国によりこれまで認定された PFA 又は ALPP は、評価手続に関する参照として考慮することができる。

評価を完結させるため、輸入締約国により提供情報に関する説明が要求され、又は追加情報が要請されるかもしれない。輸出締約国は、評価の完結を促進するため、関連する情報を提供することにより、輸入締約国が取り上げた技術的な懸念に対応するべきである。

進行中の評価の結果、当該二国間の以前の貿易記録(特に、情報の欠落、検出の記録、輸入要件に対する不適合がある場合)、又は当該二国間又は他の国による以前の地域認定に基づいて、運用手順の現地確認又は現地調査が要求されることが可能であり、このことは正当化されうる。現地確認又は再検討のスケジュール、課題及び内容は、二国間で合意され、必要に応じてアクセスが提供されるべきである。

評価は不当な遅延なしに完結されるべきである。暫定的なタイムフレームが設定されていれば、いずれかの段階で、進捗が暫定的なタイムフレームに従って進んでいない場合は、輸出締約国は、そのことを通知されるべきである。輸入締約国の要請に応じて、その理由が、輸入締約国から輸出締約国に提供されるべきであり、(適切な場合は)新たなタイムフレームが準備され提供されるべきである。

輸出締約国は、いつでも評価の中止又は延期を要請できる。輸出締約国が評価の延期を要請した場合は、この結果として暫定的なタイムフレームを変更することができる。輸入締約国におけるペストステータス又は植物検疫規制が変化した場合は、PFA 又は ALPP の認定はもはや必要でなくなり、評価手続を停止することができる。

#### 4.5 評価結果の通報

評価が完結した時点で、輸入締約国は当該要請に関して決定に至り、輸出締約国にその評価結果を通知するべきである; 提案された PFA 又は ALPP が認定されなければ、輸入締約国は、適用可能である場合は技術的正当性を含め、この決定について説明するべきである。

PFA 又は ALPP の認定要請の不受理に関して意見の相違がある場合には、最初に意見の相違を解決するために二国間で努力がなされるべきである。

#### 4.6 公認

IPPC(1997)の第7条2b:「締約国は、植物検疫に関する要件、制限及び禁止について採用した後直ちに、これを公表し、及び当該措置によって直接影響を受けると信ずる他の締約国に通報する」に従う。輸入締約国により PFA 又は ALPP が認定された場合は、認定された地域のタイプを明確に確認し、そのような認定が適用される関連有害動植物を同定しながら、この認定が輸出締約国に公式に伝達されるべきである。また、適切な場合は、輸入締約国の輸入植物検疫要件及び関連手続の改正が迅速になされるべきである。

#### 4.7 認定期間

PFA 又は ALPP の認定は、以下のことがない限り、有効であるべきである:

- 当該関連地域におけるペストステータスの変化があり、PFA 又は ALPP ではなくなった場合。
- 問題の地域に関して、又は二国間協定に関して、輸入締約国が指摘した重大な不適合事例(ISPM No. 13: 不適合及び緊急行動の通報のためのガイドラインの第4.1節に記述)がある場合。

#### 5. 有害動植物無発生生産地及び有害動植物無発生生産用地に関する考察

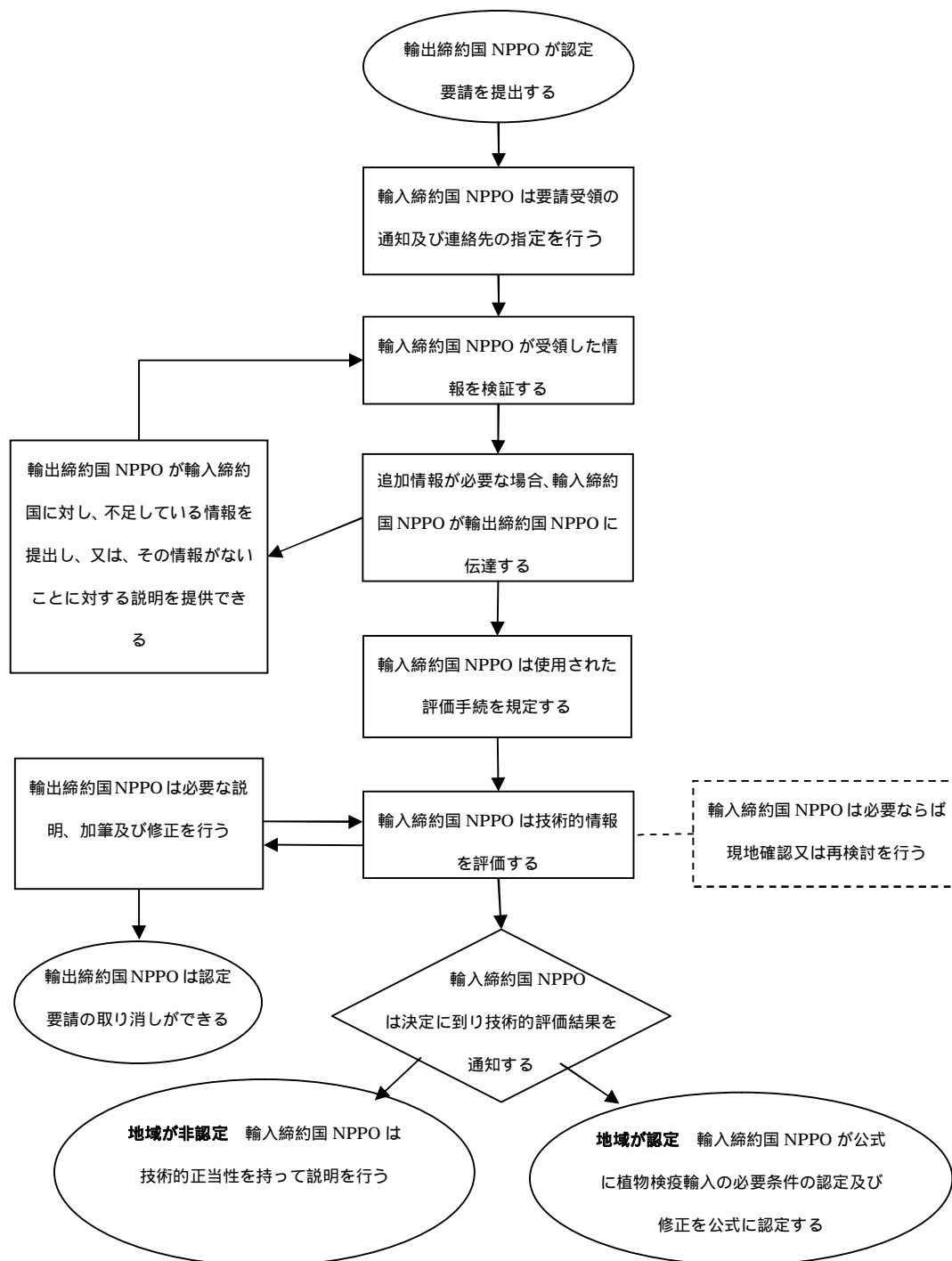
通常、有害動植物無発生生産地及び有害動植物無発生生産用地は上述した手続(第4節)を使用した認定が必要であるべきではない。この点に関して、ISPM No. 10 (有害動植物無発生生産地及び有害動植物無発生生産用地の設定に関する必要条件)は、そのような生産地及び生産用地の認定に関しては、「NPPOによる積荷に対する植物検疫証明書の発給は有害動植物無発生生産地及び有害動植物無発生生産用地に関する要件が満たされていることを裏付ける。輸入締約国は、この趣旨で、植物検疫証明書に適切な追加記載を要求できる。」(ISPM No. 10の第3.2節)と述べている。

しかしながら、ISPM No. 10(第3.3節)はまた、「輸出国のNPPOが、要請に応じて、輸入国のNPPOに対し、有害動植物無発生生産地又は有害動植物無発生生産用地の設定及び維持のための論理的根拠を提供するべきである。二国間協定又は合意で規定される場合、輸出国のNPPOは、輸入国のNPPOに対し、有害動植物無発生生産地又は有害動植物無発生生産用地の設定又は取り消しに関する情報を迅速に提供すべきである」ことを示している。

ISPM No. 10 に記述されているとおり:「問題の有害動植物が高度の植物検疫上の安全性を必要とするため、有害動植物無発生生産地又は有害動植物無発生生産用地の設定及び維持に複雑な措置が必要な場合、運用計画が必要かもしれない。適切な場合、このような計画は、関係する生産者及び貿易業者の役割と責任も含めて、システムの運用に必要な具体的な詳細事項をリストにした二国間合意又は取り決めに基づくことになるだろう。そのような場合、認定はこの基準の第4節で推奨された手順又は他の二国間で合意した手順に基づ

くことができる。

有害動植物無発生地域又は有害動植物低発生地域の認定手順を概説したフローチャート(第4節のとおり)<sup>1</sup>



<sup>1</sup> この付表は本基準の公式な一部分ではない。情報のみが提供されている。

